特定非営利活動法人　岡山NPOセンター　機関誌

NPOkayama

No.92.93
合併号

新型コロナウイルス緊急特集

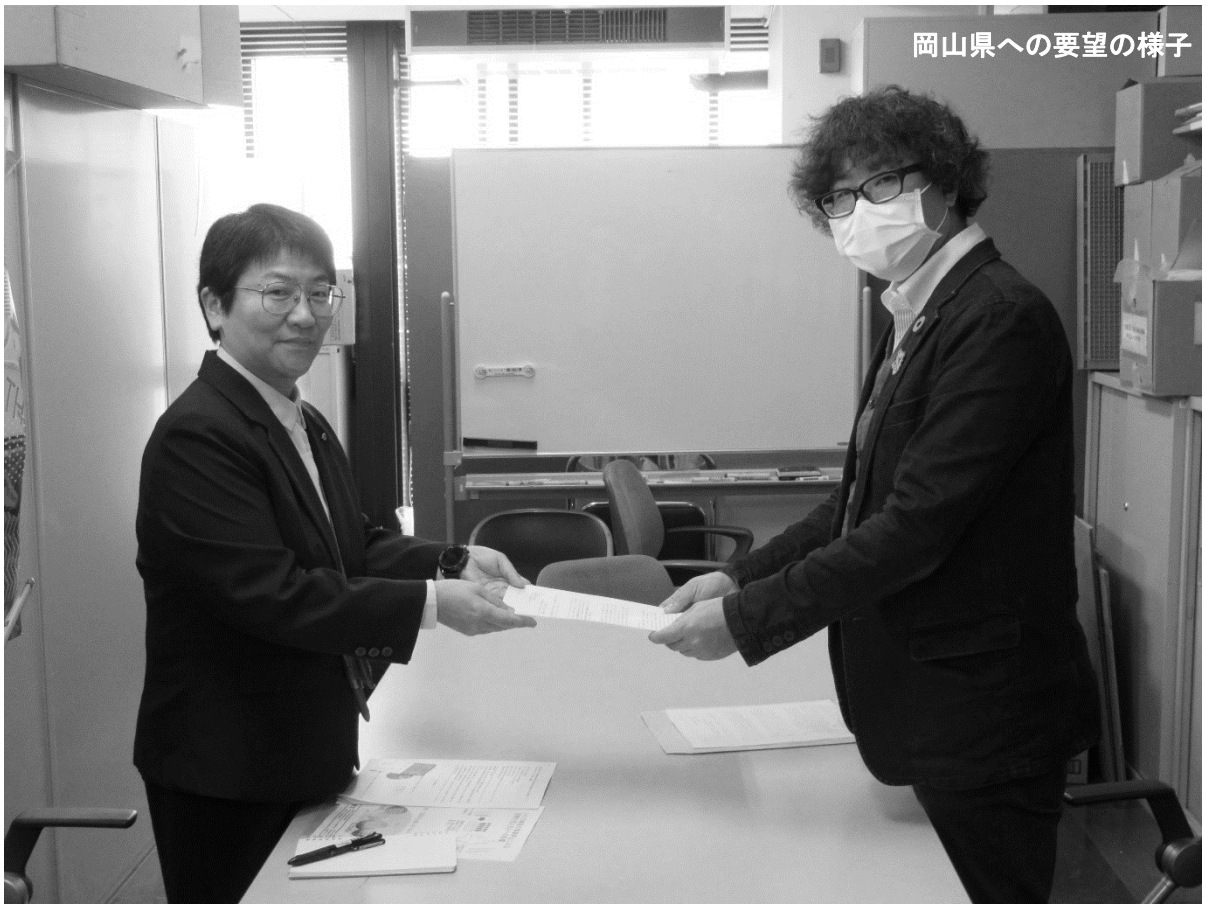
岡山県への要望の様子

COVID−19 によるNPOへの影響への支援に関する要望と支援について

＜本号の目次＞

政策提言›P2−3
新型コロナウイルス感染拡大への対応及び支援に関する岡山県内NPO法人等緊急アンケート›P4−5
新型コロナウイルスに関するNPO向け支援窓口›P6
持続化給付金（国）　事業委継続支援金（岡山市）›P7
助成金などの支援情報の紹介›P8
岡山NPOセンターの支援活動の動き　おかやま親子応援プロジェクト›P9
雇用型テレワーク（在宅勤務）の導入について　リモートワークの際の申請と許可›P10−13
「オンライン会議」で事業をパワーアップしよう！ ›P14−15
ご自宅から参加！オンラインセミナー開催のご案内›P16

本誌は、 岡山県共同募金会の配分金により作成 ・ 発行しています。

COVID−19 によるNPOへの影響への支援に関する要望と支援について

新型コロナウイルス（COVID-19）やその感染拡大防止に関する影響は私たちNPOにも大きな影響をお呼びしています。今号の機関紙は緊急特集道として、この新型コロナウイルスの感染拡大防止による影響で事業実施や財政面に課題を抱えるNPOに対する支援に関して岡山NPOセンターで行ってきている行政に対する要望の実施状況と各種の支援についてご紹介をさせていただきます。

岡山NPOセンターによる要望・提案

岡山NPOセンターでは、複数のNPOの方より新型コロナウイルスによる影響を受けているとの相談を複数のNPOからいただき、その状況の把握を行うために県内NPOの皆様を対象にアンケートを実施させていただきました。（詳細は4ページ）多くの回答では今回の新型コロナウイルス感染拡大防止のための自粛などにより、事業活動を行うことが難しくなり、すでに経営上の課題を抱えているNPOやこれからの事業に不安を抱えているNPO、何より、それぞれの組織が支援を行う方々に様々な困難が訪れていることが伺い知れました。

その結果を受けて、国、県、市の各行政機関に要望を行うことが必要と考え、4月7日に岡山県に、4月8日に政令市である岡山市に、そして4月9日には国のNPO議員連盟（超党派）に要望を行いました。

岡山県への要望

岡山県に対しては、「地域にはNPOによる多様な支援により生活を支えられている方が多くおられます。今回の自粛要請に伴う事業の停止や利用者の減少により組織の維持や職員の雇用が困難となれば、そのNPOの支援を受けている人も支えを失い、困難を抱える人が急増する可能性があります。そうした事態を引き起こさないためにも、NPOへの助成等による救済措置を求めます。」 として、具体的には以下の5点を要望しました。

1. 実績に応じた支払を行う委託事業や補助事業（成果報酬型）について、自粛要請で閉所や利用者減少を余儀なくされ、実績が上がらず収入減となるNPOへの前年度基準での支払い等の措置。
2. 行政機関より委託や指定管理等を受けて施設管理やイベント・セミナー等の開催を行う事業について、自粛要請で閉所や開催中止を余儀なくされ、委託金の減額や収入減、特に職員人件費の減額となるNPOに対して雇用維持のために前年度基準での支払い等の措置。
3. 自粛要請による影響で委託業務などが減少ないしは無くなった障がい者の小規模作業所や居場所事業等の困難を抱える方の就労支援等の取り組みを行う事業所に対する助成などによる資金支援。
4. 今後行われる企業向けの支援策などの対象にNPO法人及び準じる組織も加えること。
5. その他、各都道府県ないしは市町村単位でのNPOの事業継続のための包括的な支援の実施。

具体的には、「国で計画される各種の支援制度が県に降りた際にNPOが対象となるようにすること」「県独自の支援策でもNPOが対象となること」また、「県独自の相談対応などの支援策を展開すること」を要望しました。その結果、相談窓口の設置（詳細は6ページ）などに結び付きました。

岡山市への要望

岡山市に対しては岡山県と同様の内容を要望しました。各地で様々な支援策の動きがある中で、特に「市独自の支援策でNPOが対象となること」を求め、その結果、岡山市独自の「事業継続支援金」ではNPO法人が対象として明記される結果となりました。（詳細は7ページ）

NPO議員連盟への要望

NPO議員連盟に対しては、岡山県選出の阿部俊子衆議院議員が幹事長をされている縁から、議連開催のヒアリングにシーズ・関口氏の調整により参加をし、全国47都道府県の247の団体・個人（団体：186組織、個人：61名）の賛同を得て以下の6点を要望しました。

（1）今後、展開される事業者を対象とした緊急経済対策等において、NPO法人及びそれに準じる組織も対象とすることを明確化し、自粛要請による影響で売上の減少や委託業務等が減少したNPO法人及びそれに準じる組織が資金的な支援等が得られるようにすること。

（2） 自治体等より委託や指定管理等を受けて施設管理やイベント・セミナー開催を行う事業について、新型コロナウイルスを理由とした自粛要請で閉所や開催中止を余儀なくされた際において、委託金等の減額を行わないよう各自治体へ通達をすること。特に雇用維持の観点から、人件費については前年度予算並みを維持すること。その際には、実績に応じた支払を行う事業（成果連動型報酬）の事業も対象とすること。

（3） 新型コロナウイルスで影響を受ける人に対する多様な取り組みを推進するために、休眠預金等活用制度の柔軟運用や福祉医療機構、環境再生保全基金などを通じた緊急助成事業の実施。

（4） 年度末業務により出勤を余儀なくされることを回避するための、税務申告の期限の一律延期。NPO法人の事業報告書等の提出期限の一律延期。それらの各法人への周知徹底。

（5） 新型コロナウイルスの支援パッケージ等の支援策について、NPO法人への周知徹底および各地のNPO支援センター等を通じた相談支援の実施・強化

（6）その他、各都道府県ないしは市町村単位での NPOの事業継続のための包括的な支援の実施。

要望・提案タイムライン（2020年3月～5月）

3月27日：県内NPO向けのアンケート開始。
（4月10日締切）

4月7日：岡山県（県民生活交通課課長）に対して「新型コロナウィルスの影響によるNPO及び多様な市民活動の存続危機に対する支援に関する要望書」を提出。各種支援の対象にNPOを加えることや独自の支援策について等を要望。
同日：国・NPO議員連盟に対する要望書に関する賛同募集を開始。

4月8日：岡山市（市民協働局局長）に対して「新型コロナウィルスの影響によるNPO及び多様な市民活動の存続危機に対する支援に関する要望書」を提出。県と同様に各種支援の対象にNPOを加えることや独自の支援策について等を要望。

4月9日：NPO議員連盟のオンラインによるヒアリングに代表・石原が参加。要望書を提出。持続化給付金などの経済対策にNPOを含めることなどを要望。

4月11日：持続化給付金の対象にNPO法人などが加えられることが公表される。

4月14日：全国のNPO支援組織に同様の横暴を都道府県に行うことを提案。
同日：日本経済新聞に「政府の中小向け現金給付　NPOと社会福祉法人も」の記事が掲載。石原のインタビューが掲載される。

4月20日：橋本財団「オピニオンズ」に緊急特集：新型コロナウイルス感染症を考える－医療・福祉の専門家の視点から－Vol.4「社会のセーフティネットとしてのNPOを潰さないために ～新型コロナウィルスによるNPOへの影響調査とそこから見える課題～」が掲載。

4月24日：休眠預金活用推進議員連盟に新型コロナウイルスの影響による様々な社会課題の拡大・増加の危機に対する休眠預金の活用に関する提案を実施。

4月27日:同内容を一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）に提案。

5月2日：提案内容について一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）に説明

5月15日：公明党NPO局会議「コロナ禍におけるNPO法人の事業継続について」に代表・石原が出席し持続化給付金の対象とならないNPOへの救済措置などを要望。

参加の他組織も要望を行い、結果、「持続化給付金」の対象としてNPO法人が明記されることにつながりました。（詳細は7ページ）

当法人では今後も必要な制度の改善や新しい支援策などの要望を行っていきます。

【調査報告】「新型コロナウイルス感染拡大への対応及び支援に関する岡山県内NPO法人等緊急アンケート」を実施致しました。

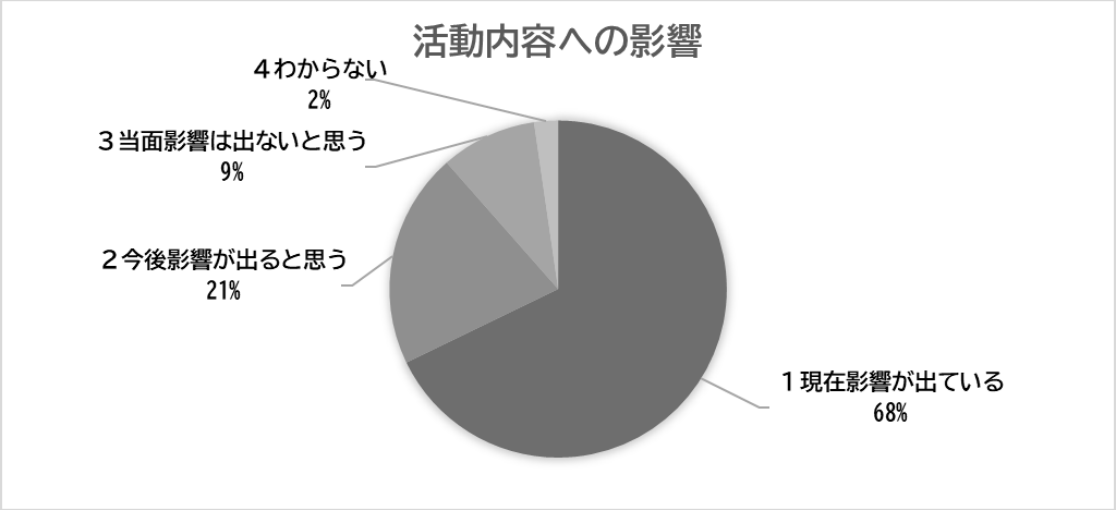

岡山県内NPO法人及び市民活動団体の皆様にご協力いただき、新型コロナウイルスにより2020年2月～3月中に受けられている影響および必要な支援についてご意見をお聞かせいただきたく、緊急アンケートを実施いたしました。本件につきまして、多くの県内NPOの方々にご協力をいただき誠にありがとうございました。

アンケートの結果につきましては、継続的な政策提言（国、県、市町村への要望など）や当法人としてのNPO支援の取り組みに活用させていただきます。

【調査概要】

回答数：89件(うち、無効2件)
対象：岡山県内NPO法人及び市民活動団体
対象期間：2020年2月～3月に受けた影響について
調査期間：2020年3月27日～4月10日
方法：岡山県内に主たる事務所を置く全NPO法人のうち、ヤマト運輸メール便の受取が可能な住所を把握している644法人へ調査票を送付。回答はFAX、E-mailにて受付。また岡山NPOセンターのウェブサイト、Facebook、Twitter上にウェブフォームを開設し、非営利活動を行う法人及び任意団体からの回答を受け付けた。
実施主体：NPO法人岡山NPOセンター

【結果概要】

・福祉(高齢、障がい)、子ども、環境、まちづくり等幅広い活動団体から回答。
・68%の団体が活動の中止や縮小等の影響を受けており、45%の団体が団体の経営への影響を受けている。
・2月～3月に経営への影響があったとし、具体的な金額を回答した23法人における被害額は平均で1,748,261円、最大で20,000,000円である。
・対人支援、対面販売等事業を行う団体において、衛生面での対応やマスク等物資の不足に関する不安を抱える傾向が見られる。また、スタッフ自身が罹患した場合や支援対象者が罹患した場合などに活動や支援が継続できなくなることを不安視する意見が多く挙げられた。
・「どの世帯も経済的に困窮し、利用者が増えるが今の体制のままでは応対し切れない」「支援先が子育て世帯なので、孤立によるメンタルヘルスマネジメントが必要」「活動地域（ベトナム・フィリピン）において、中韓日人への差別が横行しつつある」等、多様な社会課題増加の懸念が示された。

【結果の詳細をインターネット上へ公開しています】

https://blog.canpan.info/npokayama/archive/589

【第二回アンケート実施中　】

（4～5月中の影響について）

回答へのご協力をお願いいたします。
https://forms.gle/b5nMWN8WtP6SBCXh8

（1）新型コロナウイルスの感染拡大により、「活動内容」に影響はありますか。

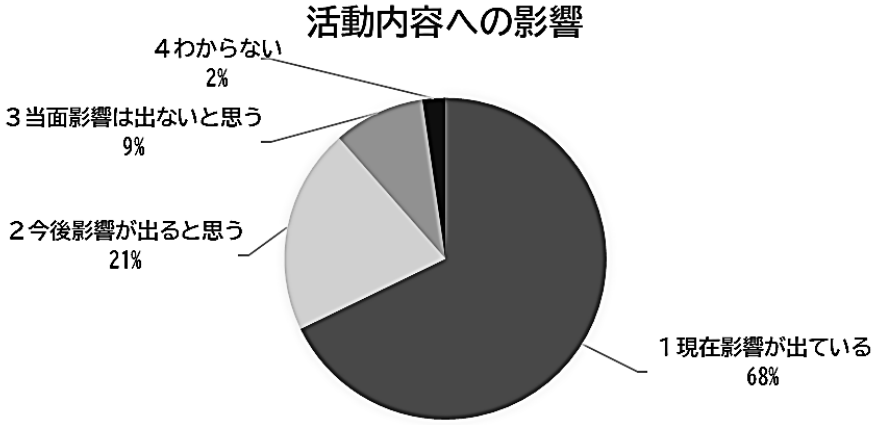

1現在影響が出ている	59
2今後影響が出ると思う	18
3当面影響は出ないと思う	8
4わからない	2
n=	87

（2）新型コロナウイルスの感染拡大により、「法人の経営」に影響はありますか。

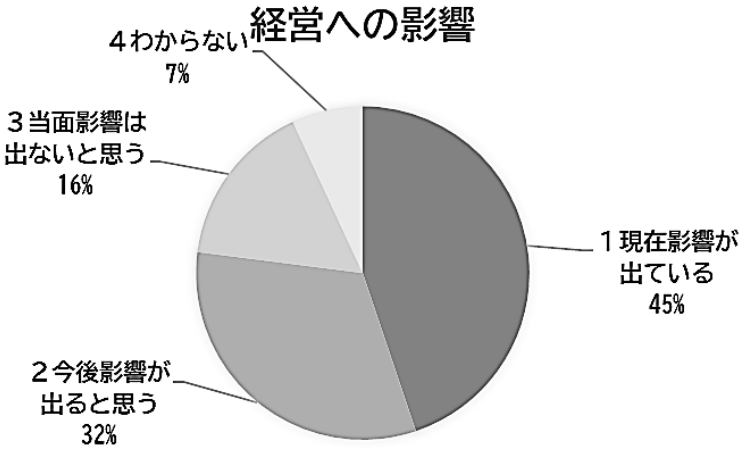

1現在影響が出ている	39
2今後影響が出ると思う	28
3当面影響は出ないと思う	14
4わからない	6
n=	87

[1現在影響が出ている]を選択された方にお尋ねします。
具体的な影響の内容について当てはまる内容を選択してください。（複数選択可・横軸は回答数）

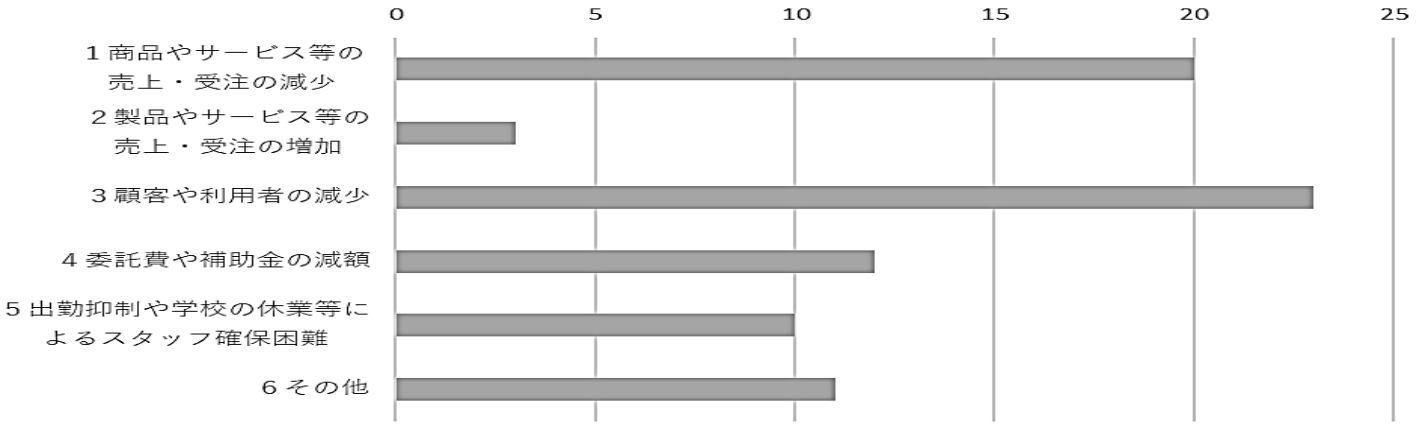

（3）特に必要な支援策について、当てはまるものを選択してください。（複数選択可・横軸は回答数）

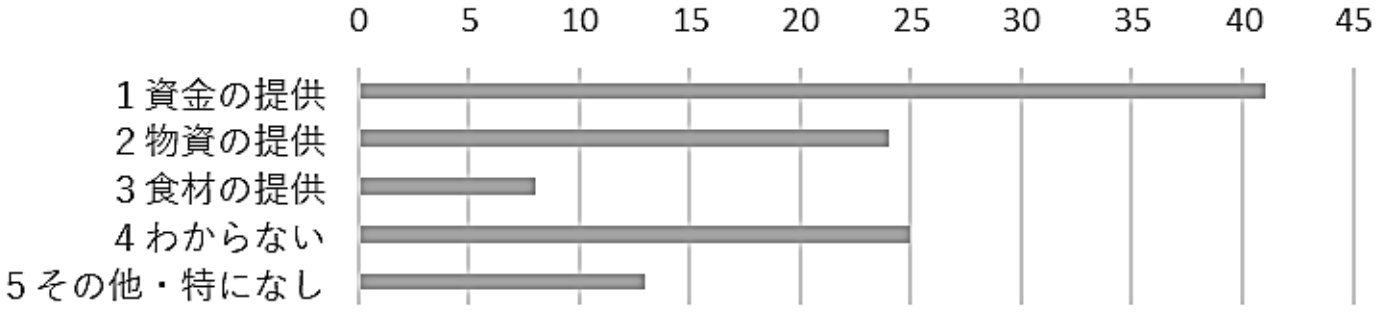

NPOのための
新型コロナウイルス感染症に関する
各種支援の無料相談窓口を開設しました！

岡山NPOセンターでは、岡山県から委託を受けて、新型コロナウイルス感染症により事業の継続や組織運営等に影響を受ける県内のNPO法人をはじめ、様々な公益的な活動を行う団体の皆様を対象とした相談窓口を設置しました。

新型コロナウイルス感染症に関する国等の事業者支援制度（持続化給付金、雇用調整助成金等）のご紹介や申請書の書き方、その他NPO等の事業継続に向けてのご相談など下記の電話またはWeb受付フォームまでお気軽にご相談ください。

【ご相談方法】
お電話または
右のQRコードから入力フォームにて
ご連絡ください。

名前、法人の所在市町村、連絡先、相談内容、活動内容、活用したい支援などをご入力いただきます。なお、持続化給付金、雇用調整助成金の申請をご希望の方は、相談の際にはお手元に、昨年度の同じ月の事業収入の比較が分かるものをご用意ください。また、PCをお持ちの方はお手元にPCをご用意ください。

【専用電話番号】

☎ 086-206-5673 受付　平日10時～16時
*混雑時は繋がりにくいことがあります。

※NPO法人等が活用できる公的な制度の一例

名称	条件	申請締切	支給額	活用例
持続化給付金	前年同月と比較して、事業収入が50%以上減少している法人	**令和3年1月15日(金)**	減少幅に応じて給付（最大200万円）	使途制限なし
事業継続支援金（岡山市）	売上が前年同月比20%以上減少している岡山市内の小規模事業者等	**令和2年11月30日(月)**	20万円(中小企業者) 10万円(小規模事業者)	使途制限なし。岡山市以外でも、独自の給付金を出している市町村もあります。ホームページ等要確認。
雇用調整助成金	売上が前年同月比5%以上減少していること、従業員を休ませ、100%の休業手当を支払っている事業主	**令和2年6月30日(火)**	休業手当分100%等 限度額:1人1日8,330円	職員の休業手当
小規模事業者持続化補助金	小規模事業者	**令和2年6月5日(金)**	補助率:2/3 限度額:50万円 (特別枠:100万円)	販路開拓等を行うための資金。例として、インバウンド向けの飲食店のメニュー表記、のぼり等があげられる。
働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）	新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークを新規で導入する事業者	**令和2年5月29日(金)**	補助率:1/2 上限額:100万円	テレワーク用通信機器の導入・運用 ※パソコンやルーター等のレンタル・リースの費用も対象になる
IT導入補助金	ITツールの導入により業務効率化を図る事業者	**令和2年5月29日（金）**	補助率:1/2 (特別枠:2/3) 限度額:30～450万円	在宅勤務制度、テレワークに利用できる業務効率化ツール ※ハードウェア（PC、タブレット端末等）のレンタルも対象になる。

※支援制度のご紹介(一部)

持続化給付金

(1)制度の説明
新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けている事業者に対しての給付金です。事業継続を支えるための、事業全般に広く使えます

対象となるNPO法人チェックリスト
□前年同月比の事業収入が50%以上下がっていますか。
□法人格がありますか
→任意団体は対象になりません。
□2020年4月1日時点で、資本金の額又は出資の総額が10億円未満もしくは常時使用する従業員数が2,000人以下ですか
□2019年以前から、事業収入ありますか
□事業を継続する意思がありますか

※事業収入とは?
寄付金や補助金、助成金等は含まれず、法人の事業に寄って得られる収入です。売上、国、地方公共団体、民間からの受託事業収益は含まれます。

(2)給付額
中小法人は最大200万円。ただし、昨年度1年間の売上からの減少分を上限とします。
〈計算方法〉
申請方法で示します。収益事業をしているかによって、計算方法が異なります。
(計算方法)
対象月の直前事業年度の年間の収益事業(/法人全体)の事業収益合計
ー対象月の法人全体(/法人全体)の事業収益×12

(3)申請手続
前年同月比の事業収益の比較をし、適したやり方で申請してください。
収益事業を行っていない法人は、②、③のみになります。
1 申請方法の選択
①収益事業の売上が前年同月の事業収益と比較して、50%以上減少した月がある
【準備物】法人税対象月の売上台帳等、通帳の写し
確定申告書別表の控え、法人事業概況説明書(両面)

②対象月の法人全体の売上が前年同月の事業収益と比較して、50%以上減少した月がある。
→収益事業以外の事業収益も加えて「売上金額」として、申請する。
(準備物)
対象月の直前事業年度の年間収入が分かる書類、 履歴事項全部証明書等、対象月の売上台帳等、通帳の写し

③対象月の法人全体の事業収益が、対象月の直前事業年度の法人全体の年間事業収益の月平均と比較して、50%以上減少した月がある。
((準備物)
②と同じ

2 インターネットより申請
・必要書類をお手元に準備して、経済産業省の持続化給付金のHPの〈申請する〉から、電子申請をしてください。
→通常2週間で、給付通知書が発送され、登録された口座に入金されます。
・詳細は、HP内の〈中小法人等持続化給付金申請要領〉をご確認ください。

事業継続支援金(岡山市)

(1)制度の説明
新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上減少している岡山市内事業者へ、事業継続のための支援金を支給します。

(2)支給対象者
以下の(1)(2)の両方の要件を備えている事業者
(1) 主たる事業所が岡山市内にある中小企業者又は小規模事業者
(2) 令和2年2月～6月までのいずれか1か月の売上高が、前年同月比 20%以上減少していること。
※国の「持続化給付金」と重複して受給することができます。
※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

(3)支給額
①20万円　　対象:中小企業者
②10万円　対象:小規模事業者

(4)申請方法
新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、以下書類を下記申請先まで郵送でご提出ください
※封筒の表に「岡山市事業継続支援金申請書在中」と朱書きしてください。
・事業継続支援金支給申請書
・上記に記載した月の売上高がわかるもの(確定申告書写し、売上台帳の写し等)
・振込先の通帳写し(通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方)
・身分証明書写し(個人事業主の場合)

(5)その他
詳細は岡山市HPか管轄の商工会議所にお問い合わせください。倉敷市、早島町、津山市、赤磐市も、売上が減った事業所に給付金を支給しています。
(5月20日現在)

※その他、支援情報のご紹介(一部)

NPOのための新型ウイルス対応お役立ちサイト
NPO支援組織が連携しながら、相談の
Q&A、支援情などのお役立ち情報や、
提言活動も掲載しています。
https://stopcovid19-for-npo.jp/

厚生労働省
お金に困っているとき、仕事を休むとき等の支援情報をまとめています。

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf

ゆうあいセンター
助成金情報など、お役立ち情報を公開しています。
https://saigai-youi.publishers.fm/issue/1085/

新型コロナウイルスとNPO法人の総会
https://www.youtube.com/watch?v=mZPkswMF_E8&feature=emb_title

会計税務ネットワーク「持続化給付金」解説
会計税務ネットワークの脇坂先生が、非営利法人が持続化給付金を申請する際の注意点を動画でアップしています。

https://www.youtube.com/watch?v=bdsVZdXy0Ys&feature=youtu.be

つながる協働ひろば
新型コロナウイルスに関連した事業者向けの情報を紹介。収益事業を行っている法人が、主な対象になります。
http://www.okayama-tbox.jp/kyoudou/pages/20333

助成金情報

名称	概要	申請締切
ウェスレー財団	新型コロナウイルスの感染拡大により生じる緊急救援、ならびに人道支援(社会的弱者 に対する支援、社会福祉向上、児童又は青少年の健全な育成など)に取り組む活動で、2020年4月 1日～2021 年3月31日に国内で実施される事業を支援対象とします。	2020年4月13日～締切無し(ただし、2021年3月31日までに実施される事業であること)
公益財団法人パブリックリソース財団	過去1年以上子どもと家族に対するケアに取り組んでいる活動実績のある団体(子育て支援、フリースクール、学習支援、居場所づくり、学童、子ども食堂など)で、コロナウイルス感染症の流行に対応して事業を継続、拡充しようとする団体を対象に助成をおこないます。	～2020年5月18日(月)
公益財団法人SOMPO福祉財団	地域における高齢者・障害者・子ども等に関する複合的な生活課題に、地域住民が主体となって、包括的な支援を行なう活動に必要な資金を助成します。本年度は、新型コロナウイルス感染症の流行に対しての活動や、事業を継続、拡大しようとしている団体も応援します。	2020年6月1日(月)～6月19日(金)17時
Yahoo!基金	国内を対象として、活動を行う非営利団体・医療法人(病院・介護施設・医療系協会など)など法人格を問わず、医療従事者支援や感染防止活動支援を行っている団体を応援します。	2020年6月30日(火)まで隔週ごとに締め切り
公益財団法人JKA	財団法人、社団法人、社会福祉法人、NPO法人、特別の法律により設立された法人等で「新型コロナウイルス感染症の拡大防止策に対する支援」を行っている団体を応援します。	2020年5月11日(月)から2020年度内で随時募集
READYFOR株式会社／(公財)東京コミュニティー財団	新型コロナウイルスの感染拡大により生じる緊急救援、ならびに人道支援(社会的弱者 に対する支援、社会福祉向上、児童又は青少年の健全な育成など)に取り組む活動で、2020年4月1日～2021年3月31日に国内で実施される事業を支援対象とします。	締切無し

クラウドファンディング支援情報

名称	概要	申請締切
CAMPFIRE	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、経営に大幅な支障をきたした事業者を対象とクラウドファンディングを通じた支する援プログラムを開始いたしました。	～2020年7月31日(金)AM11:59:59
MOTION GALLERY	新型コロナウイルスに起因する、イベント中止・延期・代替開催及び、損害を受けた興行場・飲食店・宿泊施設等の支援プログラムを開始します。	～2020年5月31日(日)
コングラント	コロナウイルス感染症を発端とするNPO法人などの社会的組織への緊急支援制度を開始します。	～2020年5月31日(日)

岡山NPOセンターでの個別の取り組み

心の手で繋がり続けよう！新型コロナに負けない！おかやま親子応援プロジェクトの事務局を務めています。

新型コロナウイルスの影響拡大により、岡山県でも休校や休業の措置が取られ、子どもたちの育ちや学び、家庭内での親子関係などにさまざまな課題が起こっています。岡山県内で活動する子どもや親子支援を行う民間組織（NPO、サークル、企業など）が連携し、子どもたちや家庭をひとりにしないことを目指し、さまざまな体験や学習支援、必要な物資を家庭に届けるための活動をしています。公益財団法人YMCAせとうち（代表理事 太田 直宏）／NPO法人岡山市子どもセンター（代表理事 美咲 美佐子）／サンサポートおかやま（代表 ボウズ 満恵）／NPO法人だっぴ（事務局長 森分 志学）／NPO法人チャリティーサンタ（理事 河津 泉）／NPO法人岡山NPOセンター（代表理事 石原 達也）が呼びかけ人となり、他岡山県内の約22組織が参画団体として活動を予定しています（加入受付中）。

オンラインで子どもたちとつながる

①オンラインプログラム提供として、子どもたちの生活リズムの乱れや体験不足に悩まれる家庭に、オンラインによる対面型の運動や遊び、工作、音楽などの体験学習のプログラムなど、参加団体が行っているさまざまなプログラムを集めて提供します。②学習支援マッチングとして学習の遅れに悩む小中学生の家庭に対し、大学生などによる個別学習支援のマッチングを行います。③物資の寄付募集としてインターネット上で物資支援の仕組みを活用し、体験や学習に必要な材料や道具を集めて各
家庭や支援団体へお届けします。

おかやま親子応援プロジェクト

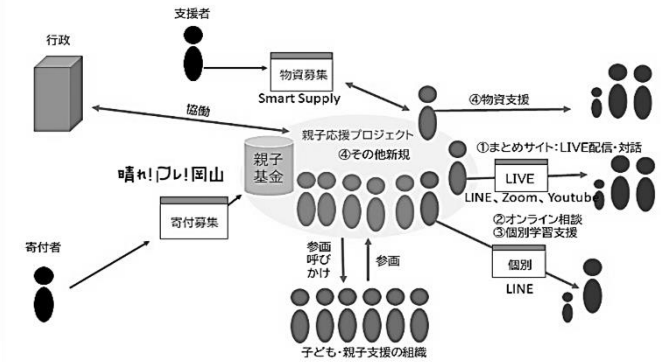

クラウドファンディングで300万円募集

事業実施のための資金調達は、クラウドファンディング「晴れ！フレ！岡山」を活用しています。2020年5月13日から6月20日までに目標
金額300万円に達した場合のみ
資金調達が可能なAll or Nothing
形式で集めています。ご支援を
どうぞよろしくお願いいたします。

必要な人に必要な支援をつなげる

平成30年7月豪雨災害支援でも活用したスマートサプライによる物資調達支援を行います。子どもたちに1000枚以上のマスクや消毒液300本を集める「移住者と地元のパイプとして交流の場を作ってきた親子に必要な応援を@おいでんせぇ岡山プロジェクト」や「マスクを妊婦さんへ！@ハレハハプロジェクト」ではつわりでにおいに敏感な妊婦さんへ負担
の少ないマスク支援が行われます。

呼びかけ人からのメッセージ（抜粋）

私自身も子育て中の母親として皆さんと同じように不安を感じることがあります。子どもたちの成長と共に保護者の方のためにもいま必要なことは『安心できる繋がり』と感じています。コミュニティの輪を広げ一緒
に笑顔の瞬間を増やしましょう！
サンサポートおかやま
代表 ボウズ 満恵

新型コロナウイルスの影響で生活が変わり、子ども・若者の学びにも変化が訪れています。こんなときに豊富な地域資源を生かせる体制があれば、できることはかなり増えるはず！皆さんとー
緒に僕もチャレンジしたいです！
NPO法人だっぴ
事務局長 森分志学

雇用型テレワーク（在宅勤務）の導入について

1　はじめに

新型コロナウイルス感染症（COVID－19）の対策として，いわゆる「3密」を避けて事業を継続するため，テレワークの導入を検討されているNPOも多いと思われます。テレワークは，「Tele＝離れたところで」と「Work＝働く」の造語で，一般に，「ICT（情報通信技術）を活用し，時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方」と言われています。自営型テレワークと雇用型テレワークに分類され，雇用型テレワークは，その勤務形態によって在宅勤務型・サテライトオフィス勤務型・モバイル勤務型に分類されます。本稿では，雇用型テレワーク（在宅勤務）の導入についてご紹介します。

2　導入にあたって検討すべき事項

雇用型テレワーク（在宅勤務）の場合，通常勤務と異なり，従業員が自宅で一人で業務に従事することから，これを導入するにあたって，下表に挙げられている項目等について検討しておくことが必要と考えられます。導入目的（新型コロナウイルス感染症との関係では，主として「事業継続」が導入目的と思われます）に応じて検討することが重要です。

対象業務	✓テレワークに適する業務の選別
対象者	✓希望する全ての従業員を対象にするか ✓新規採用者を対象にするか
労務管理	✓テレワークを実施するためにはどのような条件が必要か （従業員からの申請（使用者の許可），使用者からの業務命令等） ✓労働時間をどのように管理するか（始業・終業時刻の管理，在籍・離席の確認，テレワーク中の中抜け時間や移動時間の取扱い等） ✓テレワーク中の業務に関してどのように連絡・報告するか ✓時間外労働をどのように管理するか ✓長時間労働をどのように防止するか ✓テレワーク中の健康管理をどのように行うか ✓テレワーク中の作業環境をどのように整えるべきか ✓テレワーク時に労災保険が適用されるか ✓テレワーク中の業績等に関する業績評価をどのように行うか ✓テレワークに要する費用（通信費，水道光熱費等）を誰が負担するか ✓テレワーク中の教育・研修をどのように行うか
情報通信環境・セキュリティ	✓ICT環境の構築をどのように行うか（リモートデスクトップ方式，仮想デスクトップ方式，クラウド型アプリ方式，会社PCの持ち帰り方式） ✓情報通信機器・ソフトウエア等を貸与するか，私物PCの使用を認めるか ✓どのようなセキュリティ対策を行うか

3　導入の手続

上記2で検討した結果，テレワークの対象者となる従業員の労働条件を変更する必要がある場合，就業規則の変更と従業員の個別同意が問題となります。

⑴　就業規則の変更

常時10人以上の従業員を使用する使用者には就業規則の作成・届出義務があり，就業規則には必ず記載しなければならない労働条件（必要記載事項）があります（労働基準法89条）。必要記載事項である労働条件を変更する場合には，当然，就業規則を変更しなければなりませんが，必要記載事項以外の労働条件の労働条件を変更する場合であっても，

労務管理上，可能な限り，就業規則を変更するのが望ましいです。なお，就業規則を変更する場合，従業員の過半数代表者等の意見を聴取し，これを記載した書面を添付して，労働基準監督署に届け出る必要があります(同89条，90条)。

⑵ 従業員の個別同意

労働条件を変更する場合，その変更が従業員にとって不利益であれば，原則として当該従業員から個別同意を得る必要があります(労働契約法9条)。もっとも，「変更後の就業規則を労働者に周知させ，かつ，就業規則の変更が，労働者の受ける不利益の程度，労働条件の変更の必要性，変更後の就業規則の内容の相当性，労働組合等との交渉の状況その他の就業規則の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき」は，就業規則の変更によって労働条件を変更することもできるとされています(同10条)。

労働条件の変更が従業員にとって不利益であるか否かは，必ずしも明確ではないため，労働条件を変更する場合には，従業員に対して就業規則の変更の合理性を個別に説明(周知)し，従業員の理解を得て，従業員から個別同意を得るのが望ましいと考えられます(なお，従業員から取得する同意書の書式例を以下に紹介します)。

(書式例)

令和　年　月　日

〇〇〇〇　御中

氏名　　印

同意書

私は，私の労働条件が就業規則によって下記のとおり変更(不利益変更を含む。)されることに同意いたします。なお，労働条件の変更内容及び変更理由については説明を受けて十分に理解しました。

記

変　更　日:令和　年　月　日

適用開始日:令和　年　月　日

変更内容:就業規則第〇条第〇項

変更前	変更後

以上

4　就業規則の具体的な変更方法

⑴ 就業規則とテレワーク勤務規程(在宅勤務規程)

上記2で検討した結果，就業規則を変更する場合，テレワークに関する労働条件を就業規則本体に定めるか，新たに「テレワーク勤務規程(在宅勤務規程)」を作成するかを検討することになりますが，労務管理上，新たに「テレワーク勤務規程(在宅勤務規程)」を作成した方が望ましいと思われます。その場合，就業規則に「従業員のテレワーク勤務に関する事項については，この規則に定めるもののほか別に定めるところによる。」などの委任規定を設けることになります。(なお，就業規則と「テレワーク勤務規程(在宅勤務規程)」の関係については，厚生労働省「テレワークモデル就業規則～作成の手引き～」から抜粋した次ページの図を参照してください)。

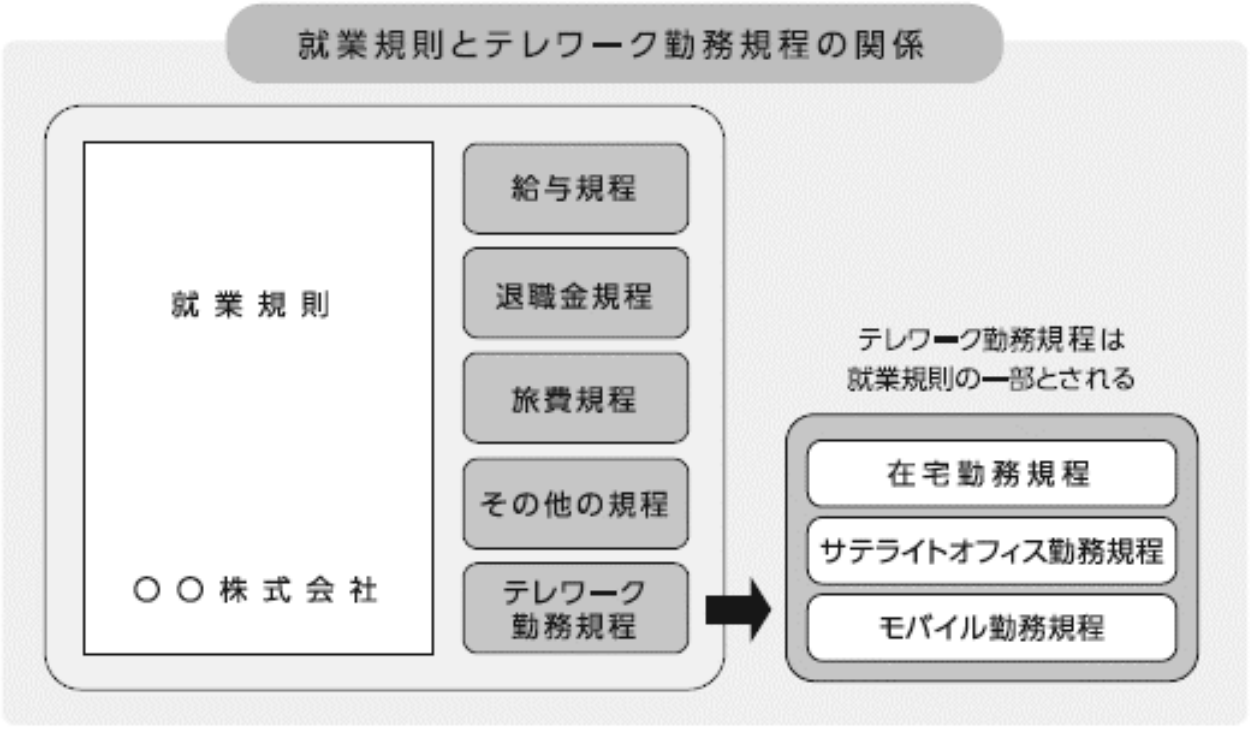

⑵ モデル「テレワーク就業規則」（在宅勤務規程）

厚生労働省「テレワークモデル就業規則～作成の手引き」では，モデル「テレワーク就業規則」（在宅勤務規程）が紹介されています（下表はモデル規程の条文の見出しです。）。

第1章　総則 　第1条　在宅勤務制度の目的 　第2条　在宅勤務の定義 第2章　在宅勤務の許可・利用 　第3条　在宅勤務の対象者 　第4条　在宅勤務時の服務規律 第3章　在宅勤務時の労働時間等 　第5条　在宅勤務時の労働時間 　第6条　休憩時間 　第7条　所定休日 　第8条　時間外及び休日労働等 　第9条　欠勤等	第4章　在宅勤務時の勤務等 　第10条　業務の開始及び終了の報告 　第11条　業務報告 　第12条　在宅勤務時の連絡体制 第5章　在宅勤務時の給与等 　第13条　給与 　第14条　費用の負担 　第15条　情報通信機器・ソフトウエアの貸与等 　第16条　教育訓練 　第17条　災害補償 　第18条　安全衛生

⑶ 「第3条　在宅勤務の対象者」の規定例

モデル規程では，「第3条　在宅勤務の対象者」に関して，以下のような規定例が紹介されています。在宅勤務の対象者や，テレワークを実施する条件として希望者による許可申請及び所属長（会社）の許可が必要であること等が規定されています。

（在宅勤務の対象者）
第3条　在宅勤務の対象者は，就業規則第〇条第〇項に規定する職員であって次の各号の条件を全て満たした者とする。
⑴ 在宅勤務を希望する者
⑵ 自宅の執務環境，セキュリティ環境，家族の理解のいずれも適正と認められる者
2　在宅勤務を希望する者は，所定の許可申請書に必要事項を記入の上，1週間前までに所属長から許可を受けなければならない。
3　会社は，業務上その他の事由により，前項による在宅勤務の許可を取り消すことがある。
4　第2項により在宅勤務の許可を得た者が在宅勤務を行う場合は，前日までに所属長へ利用を届け出ること。

許可申請の書式に関しては，社団法人日本テレワーク協会（現在一般社団法人テレワーク協会）「テレワーク勤務規程 作成の手引き 改訂版」（平成22年10月）で以下の「在宅勤務許可申請書」（ただし，「平成」を「令和」に変更する等一部修正している）が紹介されていますので，参考にしてください。

在宅勤務許可申請書

申請日：令和　年　月　日

株式会社 ○○○○
（直属の上司）殿

所属：　　印

氏名：

私は，在宅勤務規程第○条により，在宅勤務を希望しますので，以下のとおり申請いたします。
1．在宅勤務希望業務

2．勤務開始希望日及び期間
⑴ 在宅勤務開始日 令和　年　月　日
⑵ 在宅勤務期間　□1週間　□2週間　□1か月
□令和　年　月　日から令和　年　月　日まで
3．在宅勤務の頻度
⑴ 毎日
⑵ 週＿＿＿日（希望する曜日がある場合は○印を記入すること）
「　月・火・水・木・金　」
⑶ 月＿＿＿日（特定の日がある場合はその日を，ある程度時期が見込まれる場合はその時期を記入すること）
特定日（　　日，　　日，　　日，　　日，　　日）
時期（ 初旬・中旬・下旬に_日程度・不定期だが月に_日程度）
4．勤務場所
5．設備状況
⑴ 電話回線
⑵ 電話・ファックス機器
⑶ パソコン（機種，OS，使用ソフト等）
6．在宅勤務の際に設置を希望する設備
7．在宅勤務の事由
⑴ 育児 ⑵介護 ⑶その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

テレワーク
総合ポータルサイト

働き方改革推進
支援助成金

5 さいごに

テレワークに関しては，働き方改革推進支援助成金として「テレワークコース」が用意されていますので，導入の際には助成金の活用もご検討ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/telework_10026.html。

なお，さらに詳しく雇用型テレワークについて知りたい方は，厚生労働省「テレワーク総合ポータルサイト」（https://telework.mhlw.go.jp/）をご覧ください。

「オンライン会議」で事業をパワーアップしよう！

新型コロナウイルスの影響で、私たちNPOもイベントの開催時期を延期したり、対面でのサービス提供を中止したりと、活動に大きな変化が求められました。その中で一気に身近な存在となった「オンライン会議」。感染症の拡大が収まったあとにも、上手に使えば活動の幅が広がったり、事業が効率化できたりするかもしれません。

今回の特集では、そんな「オンライン会議」のやり方や、NPOが利用できるサービスなどをご紹介します。創意工夫で使いこなし、事業の力にしていきましょう。

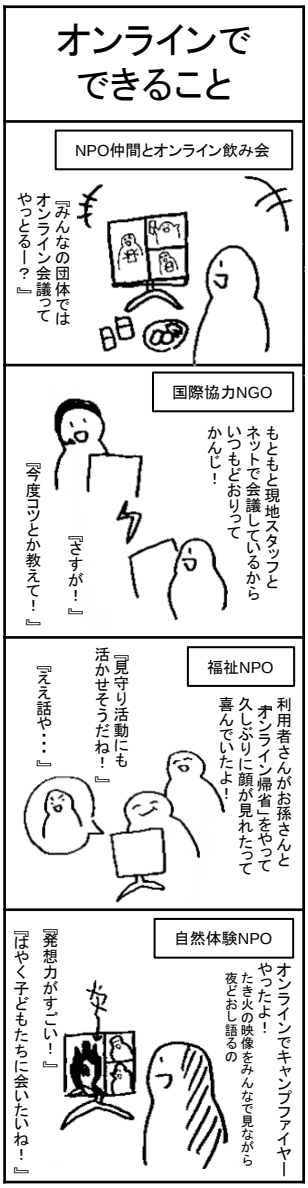

みんなで乗り越えていきましょう！

1．どんなサービスが利用できるの？　※各サービスの概要は2020年5月13日時点のものです。

オンライン会議を行う際に利用できるサービスのうち、主なものをご紹介します。

① Zoom（ズーム）

パソコンやスマートフォンを使って、セミナーやミーティングをオンラインで開催することができます。無料版では1回の会議に40分間使用することができます。
利用時間の制限をなくしたり、同じ時間帯に複数のミーティングや会議を同時に行いたいという場合には「ビジネスプラン」を利用することになります。

NPO法人などの場合、（特活）日本NPOセンターが運営する「TechSoup Japan（テックスープジャパン）」を通じて、ビジネスプランが半額で利用できるという制度があります。

＜参考URL＞
・Zoom　：　https://zoom.us/
・TechSoup Japan　：　https://www.techsoupjapan.org/

② Facebookビデオ通話

参加者全員がFacebookを利用している場合、事前の設定や準備は必要なく、比較的すぐにオンライン会議を立ち上げることができます。利用料は無料です。

2020年4月27日には、Facebookのアカウントを持っていない人でも参加できる「Messengerルーム」という新しいサービスが発表されました。アメリカから順次サービスが開始されるとのことなので、今後ますます使いやすくなっていくことが予想されます。

＜参考URL＞
・Facebookメッセンジャー　：　https://www.facebook.com/help/messenger-app/

③ Google Meet（旧ハングアウト）

無料版の場合、主催者と参加者ともにGoogleへのアカウント登録が必要です。参加者を100 人まで招待し、2020年9月30日までは無料版でも最長 24 時間（以降は最長 60 分間）の会議を開催することができます。Googleカレンダーや Gmailといった機能とも連携がしやすいため、この機会に団体のITツール導入を一気に進めたい！という団体さんはぜひお試しください。

＜参考URL＞
・Google Meet　：　https://apps.google.com/intl/ja/meet/

以上の3つのサービス以外にも、「LINEビデオ通話」「Skype」「Microsoft® Teams」など、さまざまなオンライン会議の仕組みが提供されています。予算や会議の規模、参加者の利便性などを考慮しながら、ぜひ実際に試してみて、使い勝手を比べてみましょう。

←Zoomの利用風景

岡山NPOセンターでは、在宅勤務を行う職員の勤怠管理の一環として、Zoomでの朝礼を毎日実施しています。その日行う業務について一人ずつ表明してから勤務を開始することで、退勤時の報告と合わせて進捗具合をお互いに把握できるようにしています。

事務所からのお知らせを漏れなく伝えられたり、離れた事業所にいる職員とも顔を合わせたりすることができるため、在宅勤務期間であっても、組織の活性化と業務の効率化に(きっと！)つながっています。

朝礼以外でも上記にご紹介した3つのサービスを組み合わせて使用しながら、セミナーや会議を行っています。

オンライン会議におすすめ！参加者の緊張をほぐす「アイスブレイク」

画面越しの対話では、参加者どうしが打ち解けるのが難しい…。そんなとき簡単にできるゲームをご紹介します。
① 進行役が「5、4、3、2、1、0！」と声を掛ける。
② 参加者には「0！」のタイミングで画面越しに挙手をしてもらう。
これだけですが、全員の動きなかなかそろわない面白さがあり、画面が表示されているか・音声が聞こえているかどうかの確認も行うことができます。ぜひ試してみてください。

2. 上手な「オンライン会議」のコツ

お互いの顔が見えて、声もはっきり聞こえるけれど、どうしても相手の微妙な表情や感情を読み取りづらい「オンライン会議」。時間を有効に使い、効率よく、参加者にとっても負担なく会議を進めるためのコツを整理しました。

① 会議を始めるまでの準備
「パソコンが苦手…」「オンライン会議にはどうしても抵抗がある」という参加者の方もいらっしゃるかと思います。会議が始まる1時間前までには、オンライン会議への参加方法や、マイクやカメラが正常に動作するかどうかなど、
実際の会議と同じ環境で「テスト会議」の機会を設けることができると安心です。
またオンライン会議に慣れている参加者の方にも、「カメラはオンに」「マイクはオフに」など、事前に案内を送っておくと、開始時間になってから「映らない」「聞こえない」などの混乱が起こりにくくなります。

② 会議中の気づかい
パソコンやスマートフォンの画面を見続けたり、イヤホンを長時間使用したりすることは、体や気持ちに負担がかかります。ましてや会議の場になると簡単には姿勢を崩すことができず、実際に集まって会議を行うよりも数倍疲れてしまう、という方もいらっしゃいます。開会時に主催者から、「しんどくなったら、カメラをオフにして離席しても大丈夫です」「主催者に声をかけづらい場合は、メールやコメントで教えてください」などと案内をし、だれもが無理せず参加できるような環境をつくることも大切です。
また同じ人が長時間話つづけることがないよう、事前にワークシートを送付し、各自が手元で書き込む時間を設けたり、一人ずつ意見を発表する機会を設けたりするなど、会議に「動き」を加えることで、参加する側の意欲も高まり、気持ちよく対話を進めることができます。せっかくみんなで集まる機会ですので、一方的な発信ではなく双方向のやり取りができるよう、いつも以上に注意しましょう。

…とはいえ固くなりすぎず、いつもどおりの雰囲気で集まりながら、自粛を終えたあとにまたみんなで楽しく活動ができるようお互いを思いやり、それぞれの団体にとってよりよい形を見つけていきましょう！

3. 「動画」を活用しよう！

参加者と相互に意見を出し合う会議ではなく、伝えたいことが決まっている講習会やセミナーなどは、あらかじめ講義の様子を動画に撮り、日時を決めて配信したり、だれでも見られるようにインターネット上で公開したりといった方法もあります。
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者へ向けて、撮影機材を無償で貸しだしたり、映像の撮影や制作を普段よりも低価格でサポートしたりといった支援が様々な企業により提供されていますので、団体に合う支援があるか、インターネット等で情報を集めてみましょう。

【参考にしたいNPOの動画】
「Covid 19（新型コロナウイルス感染症）対策と NPO法人の総会」
https://youtu.be/mZPkswMF_E8
作成者：全国NPO事務支援カンファレンス

4. 「ウェビナー」を配信してみよう！

NPOのためのウェビナーやオンラインイベントのまとめサイト「NPO DOORS（ドアーズ）」が立ち上がっています。ここでは、全国の様々な組織のウェビナーやオンラインイベントが探せるほか、自組織がNPO向けに開催するウェビナーやオンラインイベントのPRも可能です。

URL https://npo-webinar.jp/

サイトはテーマ（カテゴリ）と主催者の所在地域（47都道府県）から絞り込みができるようになっています。
人事・採用・人材育成、マーケティング・セールス、法人設立・スタートアップ、法人経営、事務・経理・労務、事業開発・資金調達、スキルアップ・資格・検定、専門知識・情報、働き方・キャリア、ICTツール導入・活用、その他

裏表紙では、岡山NPOセンターが開催するオンラインセミナーの予定をご紹介します。「オンラインで学ぶってどんな感じ？」「うちの団体もオンラインでセミナーを開いてみようかな？」という方もぜひ、ご参考ください。→

ご自宅から参加！オンラインセミナー開催のご案内

NPO事務支援センターでは今年度より、ご自宅や団体の事務所からご参加いただける「オンラインセミナー」を開催しています。外出自粛中にご参加いただけることはもちろん、会場までお越しいただく時間や手間を省くことができ、忙しいみなさまにもご参加いただきやすくなっています。「ネットセミナーは参加したことがない」「ちゃんと視聴できるか心配」という方にもスタッフが事前に電話やメールでサポートをさせていただきますので、ぜひお気軽にお問合せください。

配布資料は事前にデータをメールでお送りしますほか、ネットバンキングやクレジットカードの決済機能で参加費を頂戴することで、金融機関へ足を運ぶことなくご参加いただけます(銀行振込もご利用いただけます)。

※ご参加には、インターネットへ接続できる環境とパソコンやスマートフォンなどの機器をご準備ください。

▼実際のセミナー風景▼

2020.04.23開催「ボランティア・NPO入門＆新入職員研修」より

(画像の一部を加工しています。)

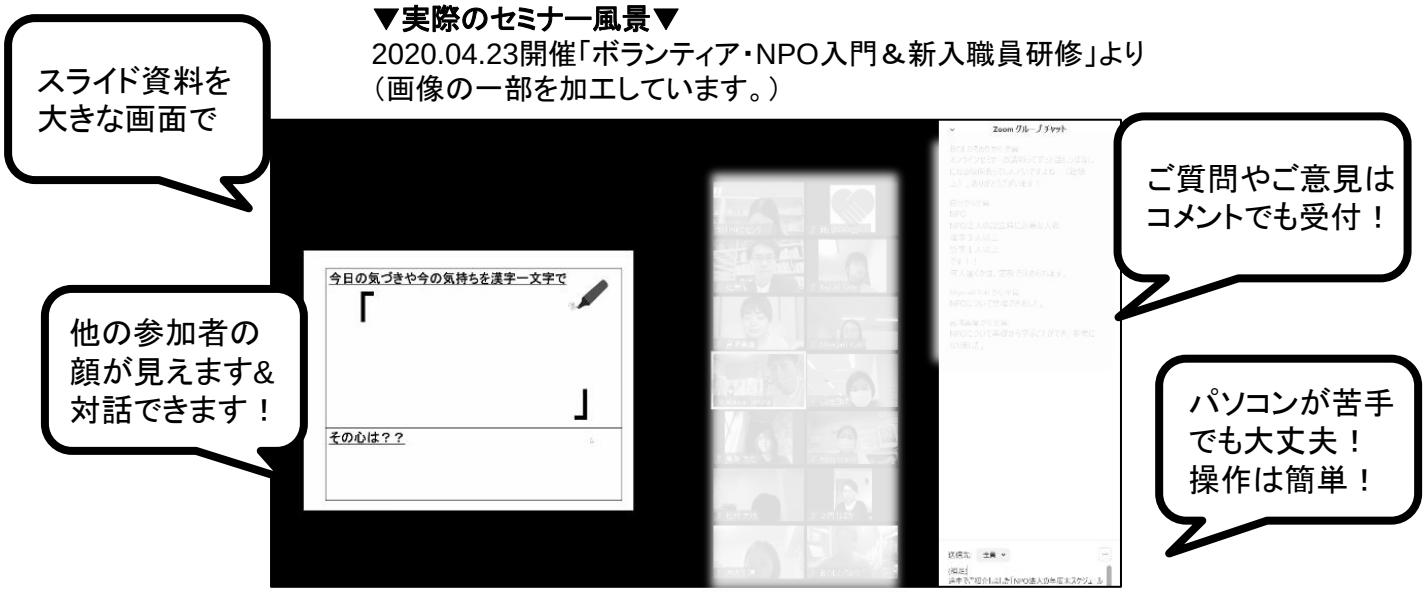

＼ 以下の講座をオンライン(Zoom)で配信します！ ／

6月3日(水)13:30-16:30 「雇用と給与計算」

人を雇用するとどんな手続きが必要になるの？労務の実務ってどんなことをやるの？…などなど、労務担当者が気を付けておきたいポイントや、実務のコツをお伝えします。

講　師:加藤　彰子
岡山NPOセンター
事務支援センター　所長
参加費:3,000円(会員1,500円)
詳　細:
https://blog.canpan.info/npokayama/archive/594

6月9日(火) 13:30-15:30 「新設NPO向け実務講座」

主に設立から3年以内のNPO法人へ所属されている方を対象に、NPO法人が行うべき事務や各種手続きについて分かりやすくご説明します。NPO法人を設立予定の方も歓迎！

講　師:加藤　彰子
岡山NPOセンター
事務支援センター　所長
参加費:2,000円
詳　細:
https://blog.canpan.info/npokayama/archive/595

6月25日(木)13:30-16:30 「会計基礎と会計基準研修」

どうして「会計」って必要なの？NPO法人の「会計基準」って何？様々なギモンを解決し、自信を持って会計に取り組みましょう！簡単な仕訳を体験するワークも行います。

講　師:加藤　彰子
岡山NPOセンター
事務支援センター　所長
参加費:3,000円(会員1,500円)
詳　細:
https://blog.canpan.info/npokayama/archive/576

●○●　お問合せ・お申込み先　●○●

岡山NPOセンター内「NPO事務支援センター」担当:妹尾(せのお)

ご参加お待ちしています！

【発行人】石原達也(代表理事)　【編集人】髙橋美和(事務支援センター スタッフ)
【お問合わせ先】〒700-0082　岡山市北区表町1丁目4-64　上之町ビル3階　電話　086-224-0995　FAX086-224-0997(上記事務局)
E-mail　npokayama@gmail.com　　URL　http://www.npokayama.org/　　業務時間　祝日を除く月曜日～金曜日
【発行日】2020年　5月　27日